

監査委員告示第3号

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の結果を、同条第4項の規定に基づき次のように公表します。

令和3年6月29日

和光市監査委員 山田 史 明

和光市監査委員 猪原 陽 輔

記

第1 請求書の受理

本請求は、所定の形式的要件を備えているものと認め、令和3年5月7日これを受理した。

第2 請求の要旨（原文のとおり）

【件名】

和光市長が提起した東内元保健福祉部長に対する民事訴訟（令和2年12月15日和光市議会提出議案106号）について、日本システムサイエンス株式会社に対しても、不法行為に基づく損害賠償を請求すること

【請求の趣旨】

和光市長は令和2年12月15日に和光市議会に対して東内京一元保健福祉部長に対する民事訴訟の提起の議案を提出し、議会において可決されたものである。しかし一方の当事者である日本システムサイエンスに対しては何らの提起も行っていない。通常の商取引においては納品されていない案件に支払った場合には、返金を求めるのが当たり前である。東内元保健福祉部長の虚偽の説明および不正な指示があったとしても、支払先に対して返金を求めるべきである。したがって日本システムサイエンス株式会社に対しても不法行為に基づく損害賠償を請求すべきである。

第3 請求人 8名

（略）

第4 監査の実施

1 監査対象事項

措置請求書の内容及び陳述内容を勘案し、監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 和光市長が日本システムサイエンス株式会社に対して損害賠償を請求していないことは、違法性又は不当性があるか。

2 請求人の陳述

法第242条第7項の規定により、令和3年6月7日に請求人の陳述を行い、陳述は、請求人6名が行った。その際、同条第8項の規定に基づき、保健福祉部の関係職員1名を立ち会わせた。

3 監査対象部局

保健福祉部を監査対象とした。

令和3年6月7日に保健福祉部の関係職員1名の陳述を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人7名を立ち会わせた。

また、令和3年6月14日に和光市の顧問弁護士1名に対し、関係人調査を行った。

4 監査期間

令和3年4月30日から同年6月29日まで

第5 監査の結果

1 主文

和光市長に対し、令和3年7月29日までに、和光市が日本システムサイエンス株式会社（現：ネクストシェアリング株式会社）に対して有する損害賠償請求権を行使するよう勧告する。

2 事実の確認

- (1) 業務委託契約及びその履行と支払いについて

平成26年当時、保健福祉部長であった東内元職員（以下「元職員」という。）は、平成26年夏頃、部下である職員に対し、定期巡回サービスにおける情報共有システムの導入事業（以下「本件事業」という。）に係る業務委託料が未払いである旨の虚偽の説明をし、平成26年和光市議会12月定例会に提出する補正予算案（以下「本件補正予算案」という。）で計上し、本件事業受託会社である日本システムサイエンス株式会社に業務委託料15,660,000円を支払うよう指示した。

元職員から指示を受けた職員は、本件補正予算案に本件事業に係る業務委託料15,660,000円を計上した上、和光市議会に上程し、12月12日、本件補正予算案の審議に際して、本件事業が平成26年度に新たに取り組む事業である旨の虚偽の説明を行った。その結果、和光市議会は、12月22日、本件事業に係る業務委託

料 15,660,000 円を含む本件補正予算案を原案可決し、職員は、同日、元職員の指示に従い、本件事業が平成 26 年度に新たにに取り組む事業である旨の虚偽の内容を記載し、本件事業に関する業務委託契約を日本システムサイエンス株式会社と締結し、12月26日、本件事業に係る業務委託料として 15,660,000 円を支払った。

しかし、本件事業の納入物とされていた CD-R は存在せず、また、定期巡回サービスにおける情報共有システムも導入されておらず、本件事業は実際には行われていなかった。

(2) 和光市顧問弁護士による調査について

上記(1)のうち、元職員が部下である職員に対して行った虚偽の説明及び指示、当該職員が行った市議会における虚偽の説明及び契約締結時における虚偽の内容の記載、並びに、本件業務が実際には行われていなかったことは、令和 2 年 11 月から令和 3 年 1 月にかけて実施された和光市顧問弁護士による調査の中で明らかになったものである。

この調査においては、関係書類の確認及び関係職員に対する聴き取り等が実施され、調査の結果、上記の行為等が事実として認定されている。本監査においても、この調査の信頼性が高いものと判断し、上記の行為等を事実と認めることとした。

(3) 元職員に対する訴えの提起について

和光市は、顧問弁護士による調査を経て、令和 2 年 12 月 15 日に、損害金 15,660,000 円に弁護士費用相当額 1,566,000 円を加えた損害賠償金 17,226,000 円及び訴訟費用の負担を元職員に対して求めるための訴えの提起について、和光市議会に議案を提出し、令和 3 年 2 月 19 日に原案可決された。その後、令和 3 年 3 月 5 日にさいたま地方裁判所へ訴状を提出した。

(4) 日本システムサイエンス株式会社について

日本システムサイエンス株式会社は、平成 27 年 12 月に、商号をネクストシェアリング株式会社に変更し、なお存続している。

令和 3 年 6 月 7 日に実施した関係職員陳述において、出席した市の関係職員は、「当該会社（日本システムサイエンス株式会社）は、既に登記簿から抹消されており、法人格を有していないため、民事訴訟規則第 15 条・18 条に規定する登記事項証明書を取得することができず、損害賠償請求訴訟を提起することは不可能です。」と陳述した。

しかし、令和 3 年 6 月 14 日に請求人から提出された登記簿により、日本システムサイエンス株式会社は、本店を移転、商号を変更し、存続していることを確認した。

3 監査委員の判断

(1) 請求期間に関する判断

次項(2)で後述するとおり、本件は、財産の管理を怠る事実（真正怠る事実）に該当すると判断できるため、地方自治法第242条第2項の請求期間制限の適用はない。

(2) 財務会計行為の違法性・不当性に関する判断

和光市は、平成26年12月、日本システムサイエンス株式会社と契約締結した本件事業が、実際には行われていないにもかかわらず、本件事業にかかる業務委託料を支払い、その結果、損害が発生することとなった。

しかし、これは、当時、保健福祉部長であった元職員が、部下である職員に対して、虚偽の説明及び不正な指示という一連の不法行為を行ったことにより生じたものであると判断できる。

その後、この元職員による一連の不法行為を知った市は、令和3年3月5日に、元職員を相手に、不法行為による損害賠償請求の訴えを提起した。しかし、この時、和光市は、日本システムサイエンス株式会社に対しては、損害賠償請求をしなかった。これは、当時、同社が既に登記簿から抹消されており、法人格を有していないと、和光市が事実を誤認識したためであると思われる。

一方、令和3年6月7日の関係職員陳述において、出席した関係職員から、「日本システムサイエンス株式会社に対して債務不履行で損害賠償請求をすべきところだが、登記簿上から抹消され実態がないため、損害賠償請求訴訟を提起できない。」という趣旨の発言があったことから、当時、和光市は、同社に対して損害賠償請求をする意思があったものと判断できる。

こうしたことから、同社が商号を変更して存在していることが判明した以上、同社に対する損害賠償請求をしないでいることは、合理性を欠き、不当に財産の管理を怠る事実該当するものと判断せざるを得ない。

(3) 勧告措置に関する判断

請求人は、「日本システムサイエンス株式会社に対しても不法行為に基づく損害賠償を請求すべきである。」と主張する。

同社は、本件事業において、事業を実際に行っていないにもかかわらず、市から業務委託料として代金を受領し、利益を得ている。このため、和光市は、債務不履行に基づく損害賠償請求権については行使できると判断する。しかし、不法行為に基づく損害賠償請求権の行使については、事実認定が難しく、判断することができなかった。

したがって、請求人の主張のうち、日本システムサイエンス株式会社に対しても損害賠償を請求すべきという部分には、理由があると認める。

なお、請求人の主張のうち、本監査請求の要旨と直接関係ないものに関しては、採用しなかった。

4 結論

よって、本件請求には理由があると一部認容し、地方自治法第242条第4項の規定により主文のとおり決定する。

5 附帯意見

監査委員の決定は、以上のとおりである。

和光市は、既に、元職員に対して、本件業務に関する損害賠償請求を提起している。加えて、損害賠償を日本システムサイエンス株式会社に対しても請求するための具体策について、和光市長にあっては、早急に調査検討を行い、市政に対する市民からの信頼回復に向けて、適切な政策判断をとられるよう希望する。